

中国失業統計における定義及び性別表章の検討

秦 小傑*

要旨

本稿では、まず中国の失業統計に関して、報告制度と調査の二つの生産体系を紹介し、公式の定義と実際の解釈、及び最近の改定を検討した。次に、中国失業統計の生産の各段階における性区分の有無を整理表にまとめ、以下の問題点等を指摘した。①報告様式には記入項目が少なく、性区分を持たない項目もある。②人口センサスと1%標本調査の調査票は性区分を持つが、失業理由など重要な質問項目がない。『人口普查資料』と『1%全国抽様調査資料』の統計表は性区分を持つが、多重クロスが少なく、調査票から得られた情報は十分に生かしていない。③1995年に始まった労働力調査は失業についてより詳細に質問しており、性区分を持つが、失業理由の選択肢が不十分である。④『中国労働統計年鑑』と『中国統計年鑑』は、『人口普查資料』と同じ問題点を持ち、性区分を持たない統計表もある。最後に性区分の導入、記入項目の充実、多重クロス等による改善を提唱した。

キーワード

失業統計、性区分、報告制度、登録失業者、調査失業者

はじめに

本稿の課題は、中国の現行失業統計体系を紹介し、失業の定義の変遷と失業統計における性区分を検討し、中国の失業統計の改善方向を提示することである。

1979年以来、中国は、経済改革開放政策の導入によって大きな経済成長を遂げたが、一方で1990年代以降失業問題が深刻化してきた。国家統計局人口和社会科技統計司・労働和社会保障部规划財務司（以下国家統計局・労働社会保障部と略称）（2000～2004）によれば、2000年代の失業率は3.1%～4.3%であったが、研究者たちは8.3%～11.2%と推計している[例えば、胡・程・楊他(2002)、熊・喻(2004)など]。胡・程・楊他(2002)の推計によると、失業によって、2000年の中国経済はGDP

の7.4%相当の損失を被り、2002年の貧困人口数は1997年の13倍弱の1,235万人となった。2002年1月～2004年6月の期間に、失業・「下崗」²⁾(英訳は lay-off で、中国語読みはシャガン)に関する政策法令は54通も出され、建国以来の失業・「下崗」関係法令の6割弱を占めている³⁾。このような前例のない状況の下で、2003年10月の新指導層によるはじめての「三中全会」⁴⁾では、就業の促進、失業保険の整備が最重要な課題の一つとして取り上げられた。また、労働政策研究・研修機構(2004)によれば、2004年4月に北京で開催された中国政府とILOとの共催による雇用フォーラムでは、「下崗」者の再就業問題の解決は、中国政府が第一に取り組まなければならない政策課題であると議論された。このように失業は、経済の発展、社会・政治の安定の前途を左右する厳しい問題であると政府その他によって

* 法政大学大学院社会科学部研究科博士後期課程在籍
〒194-0298 東京都町田市相原4342 (大学院)

広く認識されている。

ここで注目すべきは、この過程で失業の影響を女性がより大きく受けていることである。例えば、『中国2000年人口普查資料』のデータに基づく計算では、2000年に都市部における女性の失業率は10.4%であり、男性の8.7%より1.7ポイント高くなっている。国家統計局・労働社会保障部（2003）によると、2002年に国有企業における女性従業員の割合が31%であるのに対して、国有企業の「下崗」者のうち女性が45%を占めている。この数字の相違の背後には女性と男性の異なった状況があるはずである。失業者の状態をより丁寧に把握するためには、公表される失業統計表での性区分は重要な要請になる。

中国の失業統計に関するこれまでの研究を振り返ると、日本では、中国の失業統計自体に本格的に立ち込んだ研究は少ないが、失業問題にかかわって失業統計に触れた先行研究は多くある⁵⁾。中国では、研究はより豊富であり⁶⁾、2000年代の研究だけを挙げてみても、中国現行失業統計とIMFのGDDSの基準との比較、批判及び失業率の推計等多岐にわたる。しかし、これらの研究は、一つには公表されている定義にだけ基づいて、失業統計作成の実際の場での基準には触れておらず、二つには性区分の視角も欠けている、という大きな弱点をもっていた。

そこで、本稿では、予備的に中国の失業統計の体系を紹介し、失業の定義をヒアリング調査⁷⁾による実際の基準に触れながら検討し、特に性別表章に関わって報告様式、調査票⁸⁾から公表統計表にいたる資料を検討し、失業統計体系についていくつかの改善方向を提示する。

この検討において、筆者は、ILOの国際労働統計家会議が決議した失業者の定義を狭義の失業者とし、「不充分就業者」⁹⁾を含めた者を広義の失業者とする。そして、以下の点、すなわち、(i)ILOの失業や経済活動人口等を

中心とする国際基準の展開、(ii)失業と関連する就業関係あるいは生活関係指標の必要性、(iii)日本の失業関係調査体系（構造的把握のための国勢調査と就業構造基本調査、及び動態把握をめざしながら、2002年に特別調査を統合して詳細化した労働力調査がある）、(iv)統計の評価をめぐって国際的に展開されているいわゆる「統計の品質論」[例えば伊藤（1999, 2002）]、(v)中国の女性労働問題に関する日中での先行研究¹⁰⁾、(vi)統計における性区分の重視¹¹⁾、を基礎的視角におきたい。

1. 中国における失業統計体系と失業の定義

1.1 失業統計体系

中国においては、失業統計は二つのシステム、すなわち報告制度と調査を通じて作成されている。

このうち、報告制度は『職業訓練・就業統計報告制度』であり、その対象は現地の都市部戸籍を持ち、かつ現地の就業サービス機構で登録した者である。そのシステムは図1のとおりである。筆者なりに概略の主な流れを説明すると、まず、国家レベルの労働社会保障部が報告様式書式（統計調査における調査票に対応する）を作成し、各レベルの労働社会保障行政部門を通じて企業などの記入者に配布する。次に、記入者が空欄の数字を埋めて上部に報告し、上部の労働社会保障行政部門が順次内容を点検し、集計するのである。

調査としては、10年毎の「人口センサス」¹²⁾、人口センサスの間に行われる10年毎の「1%人口標本調査」、1%の人口を対象として毎年行われる「人口変動状況標本調査」、及び「都市部労働力調査」(現在は半年毎に行われるが、四半期毎に行われたこともある。その標本は人口変動状況標本調査の都市部分である。2004年の標本数は約17世帯の52万人であった。以下では労働力調査と略称)がある。なお、10月の労働力調査は人口変動状況標本調査の一部として行われる。人口センサス、

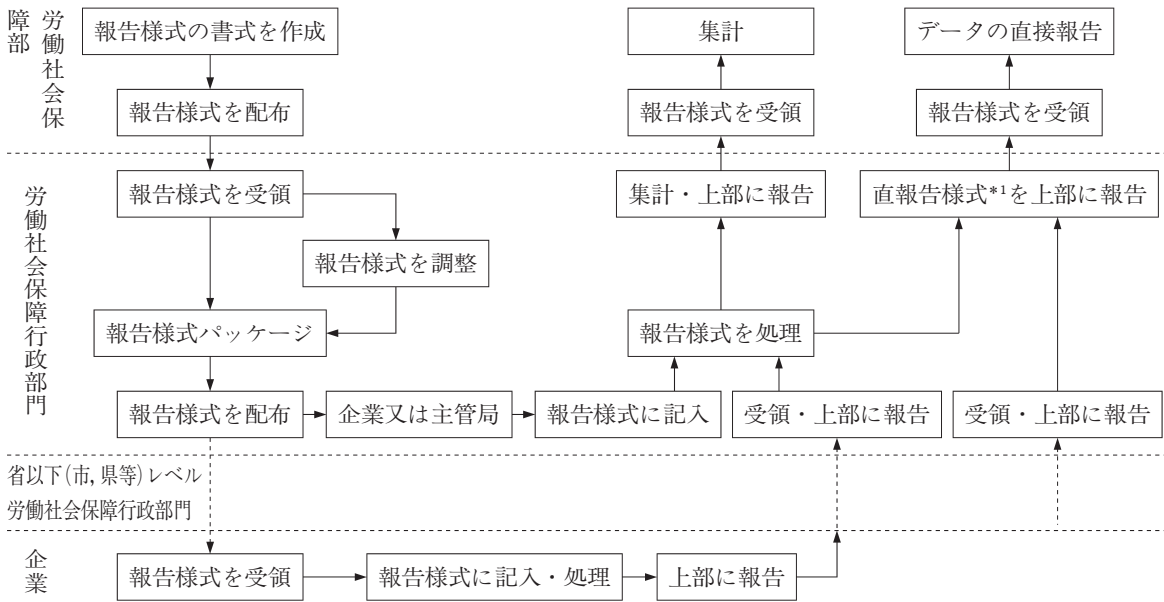


図1 職業訓練，就業統計報告制度のシステム

注：*1：直報告様式は報告様式のひとつの種類であり，省などで集計せずに直接労働社会保障部に報告する報告の書式である。

出所：労働社会保障部ホームページの図に筆者が加筆した。

1%人口標本調査，人口変動状況標本調査の対象は全人口であるが，労働力調査は15歳以上の都市部の常住人口¹³⁾を対象としている。

人口変動状況標本調査票の労働に関する部分の質問内容は労働力調査と同じなので，本稿では繰り返しを避けてその検討を省略する。

この二つの異なるシステムにそって失業の定義も二つに分けられる。一つには報告制度における「都市部登録失業者」の定義，もう一つには各調査における「失業者」の定義である（ここでは都市部登録失業者と区分して，調査による「失業者」を「調査失業者」と呼ぶことにする）。調査失業者のうち，都市部だけを対象とする労働力調査においては「都市部失業者」という定義がある（以下「都市部調査失業者」と呼ぶ）。これらの統計結果のうち，都市部登録失業者数（率）は四半期毎に公表される。しかし，調査失業者数（率）に関しては，人口センサスと1%人口標本調査の結果は公表されているが，人口変動状況標本調査と労働力調査の結果は公表されてい

い。

1.2 公表統計における失業の定義

1.2.1 都市部登録失業者（率）の定義

報告制度による都市部登録失業者（率）の定義は，2002年の統計を掲載している2003年版の『中国労働統計年鑑』において小改定され，2003年に大きく改定された。2003年に改定された定義は労働社会保障部のホームページで提示されている。ここでは改定前と2回の改定後の定義を比較しながら検討する。

(1) 2001年までの定義

2001年までの都市部登録失業者の定義は，「非農村戸籍を有し，労働年齢（男16～50歳，女16～45歳）内にあって，労働能力を有しながら職がなく，かつ職を求めており，現地の就業サービス機構に求職登録を済ませた者」であり，都市部登録失業者率は下記の式によって計算される¹⁴⁾ [国家統計局・労働社会保障部(2002)]。

都市部登録失業率

$$= \frac{\text{都市部登録失業者数}}{\text{都市部企業の就業者数} - \text{都市部企業に雇用された農村戸籍の労働者数} - \text{雇用された定年退職した者} - \text{香港, マカオ, 台湾及び外国籍の雇用者} + \text{不在崗職工} + \text{都市部私営企業の業主} + \text{個人企業の業主} + \text{都市部私営企業及び個人企業の就業者数} + \text{都市部登録失業者}} \times 100\%$$

この都市部登録失業者の定義について、研究者たちはこれまで以下のような問題点を指摘してきた。例えば、丸川（2000）は「日本の失業統計と比較すると、①失業登録しない失業者、②男五〇歳以上、女四五歳以上の失業者、③農村戸籍の失業者、④企業に籍は置きながらも仕事をしていない一時帰休（中国語で下崗と呼ばれる）労働者が失業者に数えられない点で、中国の『都市部登録失業統計』は範囲が狭く、失業率が低く出る傾向があるのは否めない」と述べ、鮑（2001）は、「就業時間に関する制限が明確に設けられていない」点に触れている。

しかし、第一に、日本での研究のほとんどは農村戸籍の失業者が都市部登録失業者として計上されないと指摘しているが〔丸川（2000）、陳（2003）など〕、実際には農村戸籍の失業者だけでなく、都市戸籍をもっているが、現地の都市戸籍でなければ、求職登録できず、都市部登録失業者として計上されない。ちなみに、中国においては、基本的には地域間の移動は戸籍によって制限されており、現地の戸籍を持たないと、求職登録できず、失業給付をもらえないだけでなく、子供の入学の制限などもある。

第二に、筆者による中国でのヒアリング調査によれば、公式の定義では、「男16～50歳、女16～45歳」という年齢制限が示されているが、この上限は定年退職の年齢である¹⁵⁾。しかし実際には、失業保険所は労働者の実際の定

年退職年齢によって、失業者であるかどうかを判断している。

第三に、都市部登録失業者の定義の中に就業時間に関する制限などは明確には設けられていないため、就業していても定職でなければ失業者とみなされる。そして、失業保険に加入していれば、失業給付をもらうこともできる¹⁶⁾。承德市失業保険所と労働社会保障部の失業保険司（日本語の課に対応）によると、失業者とみなされるのは失業給付の金額が少なく、それだけで生活するのは非常に苦しいと考えられているからである。

以上、中国の都市部登録失業者の定義は、戸籍と年齢などの制限から見ると確かに他の国より狭い。他方で、就業時間の制限がない点では、都市部登録失業者数（率）は他の国より広く把握されている可能性もある。したがって、中国の失業者数（率）を現行の定義によって国際比較する際には、困難を伴うが、その狭い把握と広い把握の両面を念頭に置いて調整しなければならない。

(2) 2003年版『中国労働統計年鑑』での改定

2003年版の『中国労働統計年鑑』においては、都市部登録失業者の定義における労働年齢は「男16～50歳、女16～45歳」から「男16～60歳、女16～55歳」に変更された。2003年版の『中国統計年鑑』では、いまだ都市部登録失業者の定義は改定されてないが、前述したように、失業保険関係部門は以前から実際の定年退職の年齢に基づいて失業者であるか否かを判断してきたため、この改定は実際の統計に影響を与えないと考えられる。

(3) 2003年に改定された定義

2003年に改定された新しい定義は労働社会保障部のホームページに掲載されている（中国新聞社（2003）によると、2003年6月に労働社会保障部は失業の定義を改定した）。失業

の新しい定義は、「法定年齢内で、労働能力を有し、職についておらず、かつ就業希望をもちながら、就業できていない者」である。ここでの「法定年齢」とは、前述した労働年齢である。さらに、「充分就業」と「不充分就業」とが新たに定義された。

この新しい定義が従来の都市部登録失業者という定義に代替するか、または併存するかについて詳細な説明はなく、これから具体的に統計の生産過程でどのように利用されるのかも明示されていない。しかし、この定義そのものは従来の定義より以下の点で大きく改善されたと言える。

第一に、定義上に戸籍の制限と登録の制限がなくなり、農村出稼ぎ労働者など現地の都市戸籍を持たない者及び「下崗」者も失業者の範囲に入るようになり、より正確に失業の実態を反映できるようになった。それとともに、ILOの失業者の定義に近づいてきたことで、国際比較も容易になった。

第二に、狭義の失業だけでなく、「不充分就業」も定義されたことによって、広義の失業の実態も反映できる可能性が増した。

しかし、この改定には以下の問題点もある。

第一に、新しい定義には、「法定年齢内」であるという制限は依然として存在する。『中国2000年人口普查資料』に掲載されている統計表によれば、人数が少ないことは確かであるが、定年退職の年齢を過ぎた失業者もいた。しかし、この「法定年齢内」の制限がある限り、定年退職年齢以上の失業者の実態は把握できない。

第二に、就業時間は依然として明確に規定されておらず、狭義の失業者と判断する基準がはっきりしない。

1.2.2 調査失業者の定義

国家統計局のホームページによれば、調査失業者とは「一定年齢以上、労働能力を有しながら、調査期間内に仕事が無く、就業可能

であり、かつなんらかの方法で求職している者」をさす。そして都市部調査失業者とは以上の条件に適した都市部の常住人口を指す。なお、ここでの「一定年齢以上」とは16歳以上をさす。

この定義は、調査週の失業状態、すなわちアクチュアル(actual)の状態しか把握できないが、年齢や戸籍及び登録の制約を取り払い、就業時間も明確に規定されている点では、ILOに定められた国際基準に近い。

『中国統計年鑑』及び『中国労働統計年鑑』に掲載されている失業者の学歴や失業理由などの割合の統計表は、調査によって作成されたものである。しかし、1996～1998年の『中国労働統計年鑑』に限って都市部調査失業者数は公表されたが、1999年以降都市部調査失業者数はなぜか公表されなくなった。

1996年版の『中国統計年鑑』から経済活動人口¹⁷⁾という概念が使用されるようになって以来（それ以前には社会労働者という概念が使われていた）、『中国統計年鑑』には「経済活動人口は就業者と失業者を含める」という説明があり、公表された3年間の都市部調査失業者数は経済活動人口数と就業者数の差と同じであった。したがって、1999年以降の都市部調査失業者数も経済活動人口数と就業者数の差と考えられる¹⁸⁾。

以上失業者の公式定義と実際の適用を見てきた。中国の失業統計には、さらに性別表章の不十分性がある。次節でこれを検討する。

2. 性区分の有無から見た中国の失業統計体系の特徴と問題点

すでに1で中国の失業統計の体系には報告制度と調査の二つの系列があることを紹介した。就業統計をも含む以下の検討を理解しやすくするために、この両系列に関して、報告様式と調査票を出発点として公表統計表に至る資料の関係、及びその公表の有無を表1に示す。

表1 報告制度と調査における統計表までの流れ

二つの系列	報告制度		調査			
関連報告・調査名	『労働力統計制度』	『職業訓練・就業統計報告制度』	人口センサス(人口普查)	1%人口標本調査(抽様調査)	労働力調査	人口状況変動調査
主うち容	就業・報酬	失業・再就業	人口状況	人口状況	労働力状況	人口状況
調査原票・調査様式	△報告様式	△報告様式	○調査原票	○調査原票	△調査原票	△調査原票
報告書			○中国人口普查資料	○全国1%人口抽様調査資料		
統計集HP	○『中国労働統計年鑑』；HP 労働社会保障部					
	○『中国統計年鑑』；HP 国家統計局					

注：○：は公表；△：ヒアリング調査によって入手；HP：ホームページ掲載。

2.1 報告様式，調査票，統計結果表の性区分の検討結果整理表

表1の資料について性区分及び関連属性のクロスについて整理したのが表2である¹⁹⁾。

表2のとおり，労働力調査と人口センサスの調査票及び『中国人口普查資料』はすべて性区分を持つが，報告様式及び報告による統計には性区分を持たない記入項目がまだまだ多いことがわかる。特に，失業保険金の受領状況に関しては，報告様式に性区分があるにもかかわらず，統計表では性区分されていない。また，『中国人口普查資料』，『中国労働統計年鑑』と『中国統計年鑑』の統計表は，性別とのクロスが年齢とか職業などの単純クロスであり，多重のクロスは極めて少ない。このため，性別の失業の実態を深く分析することができない。以下，各資料の特徴と問題点を見ていく。

2.2 各報告様式，調査票及び統計結果表の特徴と問題点

2.2.1 『職業訓練・就業統計報告制度』の報告様式

『職業訓練・就業統計報告制度』は都市部登録失業，職業紹介の状況を把握するための報告制度であり，その報告様式の推移を見ると，

性区分が多くなりつつあることがわかる。特に2003年から報告様式は改定され，「40歳以上の女性下崗者」と「50歳以上の男性下崗者」という区分を加えることによって，再就業の最も困難である失業者の状況が把握できるようになった。だが，依然として以下の問題がある。

第一に，失業・「下崗」，再就業についての多くの記入項目は性区分を持たない。この報告様式には失業・再就業に関する77の記入項目があるが，性区分されているのは，「今年新規都市部登録失業者数」，「今年前職を失った失業者数」，「今年年末の都市部登録失業者数」，「再就業できた都市部登録失業者数」，「今年年末の下崗者数」，「50歳以上男性・40歳以上女性下崗者数」，「今年登録した求職者数」，「今年紹介成功した人数」，「今年再就業できた失業者数」，「今年再就業できた50歳以上男性・40歳以上女性の数」及び「今年『再就業優遇証』の受領者数」の11項目でしかない。

第二に，関連記入項目が少ない。報告様式には，上述した記入項目のほかに，「長期失業者数」及び「都市部登録失業率」などもあるが，失業者・「下崗」者の年齢，失業・「下崗」期間，失業理由などについての項目はない。他方で，失業者は就業サービス機構で登録する

表2 中国の失業統計指標

項目	性区分					クロス	
	原票		結果表				
	調査票	報告様式	統計表	グラフ	web		
経済活動人口	○	×	○	×	×	人数 *○年齢, 就業状態, 都市・鎮・県 年・都市部・農村部	
就業者	全就業者	○	—	○*	#・f	△*1	人数 年, ○*・都市・農村・企形・産 *○地, 産・職, 都市・鎮・県; *○年齢, 学, 産・職 1%○地, 産・職; 1%○年齢, 学, 産・職; 1%○産, 職; 1%○産・職, 時; 1%○職, 副収 率 都市・農村, 産, 地・年 割合 ○年齢・地・産・職, 学; ○年齢・産・職, 戸; ○年齢・学, 従地; 1%○地, 産・職;
	都市部就業者	○	×	△	△	△	人数 年・地, 企形
	農村戸籍労働者	○	×	×	×	×	人数 地, 企形
	就業増加ルート	—	×	×	×	×	人数 地
	減少ルート	—	×	×	×	×	人数 地
都市部登録失業者	—	×	×	×	×	人数 地	
昨年年末失業者	—	○*	○*	×	○*	人数 地, ○*・FE*	
今年登録失業者	—	○*	○*	×	○*	人数 地	
今年再就業者	—	○*	○*	×	○*	人数 地	
今年年末失業者	—	○*	○*	×	○*	人数 地, 年 (95年までうち失青); 地, ○*・L*	
登録失業率	—	×	×	×	×	人数 地, 年	
失業保険金の受領	—	○*	×	×	×	人数 地	
下崗者	—	×	×	×	×	人数 企形, 産; 地, 産; 企形, 地	
昨年年末下崗者	—	×	×	×	×	人数 企形, 産, セ入; 地, 産, セ入; 企形, 地, セ入	
今年増加した下崗者	—	×	×	×	×	人数 企形, 産, セ出 {解・再職・協期 (再職・登失)}	
今年減少した下崗者	—	×	×	×	×	人数 地, 産, セ出 {解・再職・協期 (再職・登失)}	
今年年末の下崗者	—	○	○	×	×	人数 企形, 産, ○50・40・セ入 {協縮 (生費・保料)}	
						人数 地, 産, ○50・40・セ入 {協縮 (生費・保料)}	
						人数 企形, 地, ○50・40・セ入 {協縮 (生費・保料)}	
調査失業者	○	—	○	×	×	人数 *○学, 前職; ○世規 (無業者うち)*○年齢, 学; *○地 (経済活動人口うち)*○年齢, 都市・鎮・県 (無業者うち) 1%○地; 1%○年齢, 学; 1%○年齢, 学, 市・鎮・県	
都市部調査失業者	○	—	○	×	△	割合 ○年齢・学, 失業理由; ○年齢, 学・求方・職・産; ○学, 求方・職・産;	
非経済活動人口*2	○	×	○	×	×	人数 (無業者から計算)*○地; *○年齢, 学 農村・都市	

注：1. 失業に関して、『中国統計年鑑』にある指標は『中国労働統計年鑑』にすべて掲載されているので、『中国統計年鑑』の統計表は取り上げない。クロス欄で特に示していない指標はすべて『中国労働統計年鑑』、「*」は『中国人口普查資料』、「1%」は『1995年全国1%人口抽様調査資料』にそれぞれ掲載されているものである。

2. 「○」は合計, 性区分ともあり, 「#」は性合計のみ, 「f」は女性のみ, 「○*」: うち女性, 「△」は割合にのみ性区分あり, 「,」はクロス, 「・」は非クロス, 「;」は同じ資料だが, 違うクロスを意味する。

3. ウェブサイトに『中国労働統計年鑑』は掲載されているので, ウェブサイトの性区分状態は『中国労働統計年鑑』と同じである。

4. * 2 : 1999年まで、統計表に16歳以上の在学学生、家事労働者との区分があったが、2000年以降の『中国労働統計年鑑』にその区分がなくなった。説明がないので理由は不明。
5. スペースの制約のため、クロス項目は以下のように略記した。①年：年次、②地：地域、③学：学歴、④戸：戸籍、⑤産：産業、⑥職：職業、⑦前職：前職職業、⑧企形：企業形態(国有単位、集団単位、その他単位)、⑨求方：求職方法、⑩世規：世帯規模、⑪従地：従業上の地位、⑫副収：副業収入種類、⑬失青：失業青年、⑭L*：うち長期失業者(6ヶ月以上失業した者)、⑮FE* (Unemployment from Employed)：うち前職を失った失業者、⑯下崗者について：セ入：再就業サービスセンターに入所した者、FE* (Unemployment from Employed)：うち前職を失った失業者、セ出：再就業サービスセンターから転出した者、解：労働契約を解除した者、再職：再就職できた下崗者、協期：協議期限が過ぎた者、登失：登録失業者となった者、○50・40：性区分され、さらに男性のうち50歳以上の者、女性のうち40歳以上の者との区分がある、協締：再就業サービスセンターと協議を締結した者、生費：生活費を満額受領した者、保料：再就業サービスセンターに社会保険料を満額納めてもらった下崗者。
6. 就業増加ルートは、「農村から募集した」、「都市から募集した」、「退役した軍人」、「採用した学生」、「転職・転入」、「その他」に分けられている。就業減少ルートは、「定年退職、退職」、「解雇、除名」、「契約が終わった、契約を解除した」、「不在崗職工」、「転職・転出」、「その他」からなる。

際に、「档案」(中国語読みはダンアン)²⁰⁾を就業サービス機構に預ける。したがって、就業サービス機構は、都市部登録失業者の個人属性はもとより、家族の状況、前職の産業、職業、規模、前職での従業上の地位、収入についてすべての情報を収集することができる。さらに、「档案」が預けられている期間によって失業期間もわかる。現在の統計では、これら「档案」に含まれている貴重な情報が生かされていない。

第三に、計画経済の下では、従業員の福利厚生をはかることが国有企業に義務付けられていたが、市場経済の進化とともに、国有企業は社内保育園、幼稚園をふくむ福利施設を維持する費用を負担できなくなり、これを廃止しつつある。これによって、重くなった育児負担が女性に偏り、女性の就業に影響を及ぼす可能性が高い。すべての国有企業は報告の提出者であるので、福利施設の廃止に関する情報は報告様式によって比較的簡単に収集できるはずである。しかし、中国の労働力に関する『職業訓練・就業統計報告制度』と『労働力統計報告制度』のどの報告様式にもこのような福利施設の継続あるいは廃止を示す記入項目は設けられていない。

2.2.2 人口センサス

(1) 調査票

人口センサスは人口の構造を把握するための調査であり、その一環として失業も取り上げられている。中国では10年おきに行われており、最近の調査は2000年に行われた。2000年から人口センサスの調査票は『中国人口普查資料』に掲載されるようになった。そして性区分があり、失業に関する調査項目が報告様式より多い点を含めて、性区分の視角から見ると人口センサスによる失業統計は報告制度による統計より優れている。中国には日本の就業構造基本調査のような構造把握目的の調査がないため、人口センサスによって失業の構造をとらえることが期待される。しかし、人口センサスにも以下の問題が存在する。

第一に、失業者に対して、前職の職業についての質問項目を設けているが、前職の産業、企業規模、前職での従業上の地位及び失業理由、失業期間、求職方法、求職頻度などについての質問項目はない。人口センサスにこれらの項目を加えることによって、より正確に失業の構造をより総合的に把握できるはずである。

第二に、世帯主との関係という項目はあるが、配偶関係については質問されていない。したがって、多世代の家族が同居している場合(例えば世帯主の父親と世帯主の配偶者の母親が世帯主など同居している場合)、同居者の配偶関係が分からず、夫妻の就業状況を

クロスさせた統計を作成することができない。

第三に、調査週の就業状態について質問項目があるが、長期間（例えば、前月など）の就業状態についての質問項目がない。すなわち、アクチュアルの把握はできるが、ユージュアル（usual）の把握はできない。都市部登録失業の統計でこの欠点を補充することできるはずだが、前述したように、都市部登録失業の範囲が狭く、しかも性別とのクロス項目が少なく、二つの失業統計をあわせても失業の実態を十分には把握できない。構造把握にあてられるべき人口センサスにおいてはユージュアルの状態に関する質問が必要であろう。

第四に、世帯の収入の種類は質問されているが、収入金額についての質問項目がないため、失業者の生活状況を十分に把握できない。

第五に、16歳以上の非経済活動人口に対して、求職希望の有無及び非求職の理由その他についての質問項目がなく、求職意欲喪失者などの状況は把握できない。

第六に、就業者に対して、転職希望、追加就業希望、求職活動の有無・求職理由など質問項目がなく、週就業時間は日を単位としているので、就業時間にそくした不完全就業の実態が把握できない。

(2) 報告書（『中国人口普查資料』）

人口センサスの集計結果である『中国人口普查資料』の失業に関するすべての統計表に性区分がある。そして、調査対象、方法及び調査の漏れ率²¹⁾なども掲載されている。さらに、2000年資料については、CD版も発行され、より容易に利用できるようになった。しかし、この資料は以下の問題点・留意点を持つ。

第一に、失業に関する統計表は少ない。『中国2000年人口普查資料』には、全収録統計表101枚中失業関係の統計表は6枚しかない。内3枚は無業者の一部分、1枚は経済活動人口の一部分として取り上げられている。経済活

動人口、就業者、非経済活動人口など関連統計表を含めても13枚しかない。

第二に、失業関係の統計表は報告制度による統計表より詳細だが、性別と学歴、前職の職業、又は世帯規模とのクロスしかなく、多重のクロスは少ない。

第三に、調査票の「性別」、「世帯主との関係」、「年齢」、「就業状態」、「生活資金の出所」という項目をクロスさせれば、性、世帯主との続柄、世帯の家族類型、子供の有無、子供の年齢、収入の種類別の失業統計も作成できるはずであるが、そういった統計表がない。これらのクロス表は失業者の生活状況の把握のために必要と考えられる。

第四に、中国の労働法では、16歳未満の未成年の採用は禁止されているため、経済活動人口の定義に16歳以上という条件がある。『中国労働統計年鑑』と『中国統計年鑑』でも経済活動人口は16歳以上の者である。しかし、『中国人口普查資料』での経済活動人口は15歳以上の者となっている。これは15歳の就業者と失業者も存在するからと考えられる。したがって経済活動人口について検討する際に注意を要する。

2.2.3 1%人口標本調査

(1) 調査票

1%人口標本調査は人口の構造を把握するために、人口センサスの間に行われる10年おきの調査である。当然失業もその一環として取り上げられている。最近の調査は1995年に行われ、調査票は『1995年全国1%人口抽样調査資料』に掲載された。人口センサスは10年毎なので、1%人口標本調査も失業についての構造把握が期待される。

1%人口標本調査の調査票は人口センサスのそれとあまり変わらないので、その問題点もほぼ同様である。繰り返しを避けるために、ここではその違いだけを検討する。

最新の人口センサスより5年前の調査で

あったこともあり、失業者の前職の産業と収入の種類など人口センサスで取り上げられた質問項目はなかった。一方、1%人口標本調査の調査票の中には、副業についての質問項目が存在すること、就業時間に関する質問項目の単位は時間であることなど、人口センサスの調査票より優れた点もあった。

(2) 報告書(『1995年全国1%人口抽様調査資料』)

1%人口標本調査の報告書である『1995年全国1%人口抽様調査資料』の失業に関するすべての統計表に性区分がある。そして、調査票とともに調査方法、標本の抽出方法、標本誤差なども掲載されている。

『中国2000年人口普查資料』と比べて、この資料には性、産業・職業、就業時間別の就業者数及び性、職業別の副業あり人口数も掲載されている。そして、地域、性、産業・職業別の就業者について、人数のほかに割合も掲載され、15歳以上の就業者、無業者の人数のみならず、16歳以上の就業者及び無業者のそれぞれの合計も示された点では、よりユーザー・フレンドリネスを持つ。しかし一方で、失業に関する独立した統計表がなく、失業関連の統計表及びそこでの多重クロスは『中国2000年人口普查資料』より更に少ない。調査票を十分に生かしていると言いがたい。また、就業者数と失業者数は掲載されているが、経済活動人口数は利用者側が計算しなければならないことで、ユーザー・フレンドリネスを欠いている点もある。

2.2.4 労働力調査の調査票

都市部の失業を含めた労働力・就業状態の動向を速やかに把握するために、1995年から労働力調査が始まった。10月の調査は人口変動状況標本調査の一部として行われ、調査対象期間が25~31日の一週間である。5月の調査の対象期間は9~15日の一週間である。

労働力調査の調査票には性区分があり、戸籍、世帯主との関係のほかに未就業理由、求職方法及び前職の産業、職業などより多くの質問項目がある。そして週就業時間の単位は時間である。さらに、2004年の改定によって、未就業の理由と前職の産業についての質問項目の選択肢が多くなり、(i)生活資金の出所、(ii)離職者や新卒者などが2週間以内に就業しない、又は求職しない理由、(iii)先月の収入金額、(iv)失業保険、年金、医療保険加入の有無、という4つの質問項目が追加された。したがって、人口センサスより失業・不完全就業の実態を多面的に把握できると考えられる。しかし、失業期間、非経済活動人口に対する求職希望、就業者に対する追加就業希望などの項目の追加が依然として必要である。

2.2.5 『中国労働統計年鑑』と『中国統計年鑑』

労働統計を最も広く掲載しているのは『中国労働統計年鑑』(2003年版からCDも添付)であり、失業統計に関しても統計表は比較的豊富である。2003年の『中国労働統計年鑑』を例にとると、224枚の統計表のうち、失業者、失業保険、「下崗」者、再就業に関する統計表はそれぞれ15枚、3枚、8枚、2枚である。その他、就業者、経済活動人口・非経済活動人口に関する統計表はそれぞれ114枚、1枚である。失業者、就業者についての統計表は『中国人口普查資料』と『1995年全国1%人口抽様調査資料』よりはるかに多い。さらに、労働社会保障部のホームページには『中国労働統計年鑑』が公表されており、ウェブサイトでも『中国労働統計年鑑』の内容を調べることができるようになった。しかし、『中国労働統計年鑑』は以下の問題をもつ。

第一に、すべての統計表の共通の問題点として、ほとんどの指標は二つの標識の単純クロスであり、多重クロスが少ない。特に、就業増加ルートと就業減少ルート(表2の注

9参照)については地域という標識しか持たない。

第二に、都市部調査失業者について、性別と学歴、性別と失業理由などのクロスによる割合は掲載されているが、都市部調査失業者数(率)は掲載されていない。そして先述した就業時間、戸籍など調査票から集計できる項目は統計表に掲載されていない。

第三に、経済活動人口は、性区分を持たない上、年次別、都市・農村別の人数しかない。しかも、年次と都市・農村もクロスされていない。

第四に、非経済活動人口については、報告様式は性区分を持たないため、この年鑑にも性区分がない。また、報告様式には、都市・農村別に区分がされた上で「内：16歳以上の在学学生、進学を待つ者、定年退職してまだ就業していない者、家事労働者、就業希望のない者、労働能力を喪失した者」という項目があり、農村・都市とのクロスしかない。

全分野の統計集である『中国統計年鑑』(1997年版からCDも添付)においては、失業者に関する統計表は4枚あったが、それらはすべて既に『中国労働統計年鑑』に掲載されている表である。したがって、『中国統計年鑑』は『中国労働統計年鑑』と同じような問題を持つため、ここでは繰り返さない。

結び—中国失業統計の特徴と改善方向

以上、失業統計の実際の作成基準、現行の失業統計体系及び最近の失業定義の改定を紹介・検討し、現行失業統計の表章形式における性区分及び関連属性とのクロスなどについて検討してきた。以下では、1、2での検討をまとめ、それを踏まえて、改善方向を示し、失業統計体系の将来像を見通すことで結びとしたい。

これまでの検討によって、2003年の改定によって都市部登録失業者の定義は大きく改善され、表章形式の性区分なども次第に改善さ

れつつあるが、年次の調査失業者数(率)の未公表、表章形式の性区分、調査項目及び多重的クロスなどが少ないことなど、不十分なところも依然として多く存在することが分かった。現行の失業統計体系の全体を見ると、第一に、報告制度による失業統計は都市部登録失業者の状況を一定程度把握しているが、2で述べたように、その範囲が狭く、都市部在住者の一部の失業状況しか把握できない。第二に、調査のうち、労働力調査は一定程度失業の動向を反映しているが、頻度が少なく、その結果としての都市部調査失業者数(率)は公表されておらず、依然として改善される余地がある。人口センサスと1%人口標本調査によって失業構造を把握できると言いがたい。したがって、以下のような改善が要請される。

第一に、失業者の定義については、まず、都市部登録失業者の年齢の上限を廃止することと就業時間制限を明確化することが望ましい。さらに、ILOの失業者に関する狭い定義を超えて、「不十分就業」を含む失業状態の多面的把握が可能な、例えばシスキン(1976, 注9も参照)が提起したような代替指標の導入などが望まれる。

第二に、報告様式に関しては、すべての記入項目と性区分をクロスさせた上で、失業者の個人属性、前職の状態、さらに福利施設の廃止など失業者に影響を与える職場や地域環境の変化を表す記入項目を充実させることが望まれる。特に「档案」の情報を有効に利用すれば、失業に関して詳細な統計を作成することも可能である。当面統計目的だけに使用すればプライバシーの侵害にならないので、その情報を十分に活用する余地はあると思われる²²⁾。

第三に、人口センサスと1%人口標本調査は失業の状態を把握できる大規模の調査である。この二つの調査の調査項目をより充実させることによって、新たに他の大規模な調査

を行わなくても失業の構造を把握できるはずである。このため、人口センサスと1%人口標本調査の調査票に、失業理由と失業期間をはじめ、ユージュアルの就業状態、前職の産業、職業、従業上の地位及び企業規模など、さらに配偶関係や、家族の類型を描き出すことができる項目などを入れることが望ましい。また、不完全就業を把握するために、就業者の追加就業及び非経済活動人口の就業希望などの質問項目を加え、人口センサスの就業時間の単位を日から時間に変更することが望まれる。

『中国人口普查資料』と『1995年全国1%人口抽样调查資料』に関しては、人口センサスと1%人口標本調査によって得られた情報を十分に利用して、失業及び経済活動人口、就業者、非経済活動人口など関係項目に関する統計表を増やし、性別と多様な関連指標を多重的にクロスさせれば、広い失業層の実態をより詳細に反映できるはずである。

第四に、労働力調査の調査票は2004年の改定によって大きく改善されたが、失業の動向をより綿密に把握するために、失業期間、配偶関係、非経済活動人口に対する求職希望、就業者に対する追加就業希望などについての質問項目も加えることが望ましい。

第五に、『中国労働統計年鑑』、『中国統計年鑑』については、①すべての統計表に性区分を入れること、②調査失業者に関しては、都市部調査失業者の割合だけでなく、調査失業者の人数、比率なども公表し、性別に都市部登録失業者に関する統計と対比させて示すこと、③都市部登録失業者・「下崗」者についての報告を十分に生かした上で、その合計を調査失業者の統計と対比して示すこと、④失業者だけでなく、経済活動人口、非経済活動人口、就業者についても、関連属性を表す指標を充実させ、性別と多重的にクロスすることが望まれる。

第六に、都市部登録失業と調査失業の統計

結果だけでなく、報告様式、調査票をはじめ、各統計の作成方法、作成過程の詳細を利用者に公表し、さらに品質評価に進むことが望ましい。

以上、定義と表章形式を中心に改善方向を示してみた。現行の失業統計体系がこのような方向で改善されれば、報告制度と各調査は以下のような補完関係になるであろう。

これまで、中国の報告制度は多く批判されてきたが、報告制度による失業統計は、日本の厚生労働省職業安定局の業務統計と違い、「档案」制度によって失業者の再就業などの情報も把握でき、より詳細な失業統計を作成することができる。報告制度による失業統計は登録者のみについてのものであるが、戸籍、年齢などの制限を取り除けば、都市部登録失業者の再就業、失業期間及び失業給付に関する情報など調査ではつかみにくい点を把握できる。しかし、戸籍の制限を除いても、農村出稼ぎ労働者のほとんどは低学歴であり、都市に移動してきて、失業保険、失業登録制度ということさえ知らない可能性があり、すぐに就業サービス機構に登録に行くと考えにくく、報告制度だけでは不十分である。そこで、このような報告制度には取り上げられない失業者の状況を反映できる調査が必要となる。労働力調査は都市部の失業の動向を把握し、人口変動状況標本調査は年毎に農村部を含めた全国の失業状況も反映できる。人口センサスと1%人口標本調査が改善されることによって、日本の就業構造基本調査のような大規模な調査を導入しなくても失業の構造を把握することが可能になる。しかし、調査による統計は標本の大きさと標本の選定方法等によって、その正確性や詳細度が大きく左右される可能性が高い。また、近年先進諸国では調査がますますやりにくくなってきている。そこで、報告制度と調査を互いに補完するものとして関連付けるなら、失業の実態をより包括的に把握できるようになるであろう。

注

- 1) ここでの失業率は後述する「都市部登録失業率」を指す。
- 2) 下崗について相対的に詳細な説明は中国研究所(2001) pp.90-99を参考。
- 3) 労働に関する政策法令は労働社会保障部のホームページに公表されている。
- 4) 「三中全会」は「中国共産党第十六期中央委員会第三回全体会議」の略称であり、その主な内容は新華社が作成しているウェブサイト新華網2003.10.14に公表されている。
- 5) 日本において、最近の研究として陳(2003)があるが、代表的なのは丸川(2000)であり、両者とも都市部登録失業の定義の狭さについて議論している。
- 6) 中国では、現行失業統計とIMFのGDDS(General Data Dissemination System)の基準との比較[周(2002), 楊(2003), 董・曾(2004)など], 公式失業率に対する批判及び自らの失業者数(率)の推計[胡・程・楊他(2002), 熊祖頼・喻東(2004)など]及び報告制度などに対する批判[程(2002), 趙・張・宣(2003), 劉(2004)など]などがある。
- 7) 第一に2004年6月25日の保定市統計局, 同年6月28日の承徳市労働局での失業部門の関係者に対する現地ヒアリング調査, 第二に同年7月22日の労働社会保障部失業保険司の関係者に対する電話によるヒアリング, 第三にその後の国家統計局を含む関係政府機関へのメールと電話による問い合わせ, 第四に同年11月25, 26日の日中経済統計専門家会議に際しての中国国家統計局人口統計司の李惠民氏へのヒアリング, に基づく(特に李惠民氏からは丁寧なご教示をいただいた。深く感謝したい)。ここでの実際の基準は全国に配布されている『2004年職業訓練・就業統計報告表』の指標説明に明記されているので, 特定地方だけでなく, 全国統一の基準であるとみなした。
- 8) 中国においては, 人口センサスの調査原票は公表されたが, 報告様式及び都市部労働力調査などの調査原票は公表されていない(表2参照)。今回検討対象とした報告様式と調査原票はヒアリング調査の際に入手したものである。
- 9) 不十分就業者とは, 就業時間が法定の就業時間より少なく, かつ労働報酬が都市部住民の最低生活保障水準以上, 現地の最低賃金水準以下であり, 本人が追加就業を希望する者をさす。それに対して, 充分就業者とは労働報酬が現地の最低賃金水準に達した者をさす。この不十分就業については, 不完全就業に及ぶU指標など失業関連指標との関連も検討する必要があるが, 別の機会でも議論することにする。ここでの不完全就業とは, 「ある者について, その者の職業的スキル(訓練及び労働の経験)を考慮した時一定の標準又は代替的就業との関連でその者の就業が不十分であるという場合」をさす[ILO(1982)]。U指標はシスキ(1976)が提起し, 日本では, 水野朝夫(1980)が紹介し, その後, 伊藤陽一(1983), 岩井浩(1992), 岩井浩(2000), 淵本知抄(2000)他がとりあげてきた。
- 10) 今回参考にした中国の女性労働に関する主な文献は, 秋吉祐子(1993), 秋吉祐子(1997), 楊宜勇(1997), 秋吉祐子・藤井光男(2000), 李惠民主編(2002), 何燕俠(2003)。
- 11) ここでは, 日本の「ジェンダー統計充実度合いの評価レベル」を念頭に置きながら検討を行った。伊藤陽一(1997) p.93の「ジェンダー統計充実度合いの評価レベル」と, その後これを補強された伊藤純・伊藤セツ(2001)の表1の論議, さらにユーザー・フレンドリネスを一つの基準に採用した伊藤陽一の議論(伊藤他2002, 序)及び天野(2004)を参照。ちなみに, 中国の代表的なジェンダー統計集としては, 中華全国婦女連合会婦女研究所・陝西省婦女聯合会研究室(1991), 中華全国婦女連合会婦女研究所・国家統計局人口和社会科技統計司(1998)があり, 失業に関する統計表はそれぞれ5枚と6枚であった。そのデータの出所はほとんど人口センサス及び1%人口標本調査である。
- 12) 2000年の人口センサスにおいては, 就業, 失業などに関する部分は全数調査ではなく, 10%の標本調査である。
- 13) ここでの常住人口とは都市部戸籍を持っていなくても, 都市部に半年以上居住した者をさす。
- 14) 2000年から『中国労働統計年鑑』にこの都市部登録失業率の式が掲載されたが, 2002年までの『中国統計年鑑』には都市部登録失業率の式は下記の通りであった。2003年版の『中国統計年鑑』では, 都市部登録失業率の式は本文で示した詳細な式に改定された。

都市部登録失業率 = [都市部登録失業者数 / (都市部登録失業者 + 都市部就業者数 (軍人を含

む))] $\times 100\%$

- 15) 「國務院による老弱病残幹部の配置についての暫定方法と工人（現場労働者）の退休、退職の暫定方法に関する通知」国発 [1978] 104号（現在でも効力をもつ）によれば、工人の場合、男性は60歳、女性は50歳から、幹部の場合、男性は60歳、女性は55歳から定年退職し、年金をもらうことができる。なお、労働能力を喪失し、かつ病院によって証明され、鑑定委員会に確認された場合、男性は50歳、女性は45歳から定年退職することもできる。
- 16) 中国においては、このように失業給付をもらいながら、臨時的な仕事をすることは「隠性就業」と呼ばれている。
- 17) ILO (1982) によれば、経済活動人口は現在活動人口（労働力人口）と通常活動人口に分けられる。労働力人口は一定の短い期間すなわち1週間又は一日における就業者又は失業者の全ての者からなり、通常活動人口は一定の長い期間中の就業者又は失業者は全ての者からなる。日本と違い、中国での各統計においては、労働力人口でなく、経済活動人口という用語を採用している。それは中国においては、一週間の労働状態を調べる調査とともに通常活動人口を反映する報告制度もあるからであろう。
- 18) 国家统计局（2003）によれば、1990年以降の経済活動人口数と就業者数は2000年の人口センサスの結果によって調整されているので、その差は調査失業者数と多少異なる可能性がある。
- 19) ジェンダー視点から日本の労働統計について検討したものとして杉橋(1997)、農業センサスについて検討したものとして粕谷（1999）、粕谷（2003）がある。
- 20) 中国では、全ての人について、小学校に入ってから「档案」という履歴資料が作られる。「档案」には、姓名、生年月日、所属学校、企業の名前、状況、成績、業績などはすべて記入される。在学するとき、この「档案」は学校に管理され、卒業すると、本人に渡されず、就職先に渡されることになる。就職できなかった場合、または失業した場合には、「档案」は就業サービス機構が預かる。
- 21) 『中国人口普查資料』の編集説明に、センサス事後の品質評価のための標本調査によれば、調査の漏れ率が1.81%であると書いてある。しかし、回収漏れか記入漏れかなど内訳の説明はない。
- 22) 「档案」制度自体はプライバシー問題にかかわる可能性があるが、本稿はそれについて立ち入らない。

参考文献

- J. Shiskin (1976) "Employment and Unemployment: the doughnut or the hole?" *Monthly Labor Review*, Feb, pp.3-10
- ILO (1982) *Resolution concerning statistics of the economically active population, employment, unemployment and underemployment, adopted by the Thirteenth International Conference of Labour Statisticians*, International Labour Office, <http://www.ilo.org/public/english/bureau/stat/download/res/ecacpop.pdf> (2004年11月にアクセス) (発表時の邦訳: 労働大臣官房統計情報部編(1982)「ILO 第13回国際労働統計化会議について」『労働統計調査月報』Vol. 34, No.12, pp. 5-17)
- 鮑麗娜 (2001) 「対失業統計改革的検討」『遼寧商務商業学院学報』2001.8, p. 5
- 程連昇 (2002) 『中国反失業政策研究』社会科学文献出版社
- 董志強・曾代富 (2004) 「完善失業統計 接轨GDDS」『統計与決策』2004.7, No. 175
- 国家统计局人口和社会科技統計司・労働和社会保障部规划財務司編『中国労働統計年鑑』（各年次）中国統計出版社
- 國務院人口普查弁公室・国家统计局人口と社会科技統計司編『中国1990年人口普查資料』中国統計出版社
- 國務院人口普查弁公室・国家统计局人口と社会科技統計司編『中国2000年人口普查資料』中国統計出版社
- 胡鞍鋼・程永宏・楊韻新他 (2002) 『拡大就業と挑戦失業』中国労働社会保障出版社
- 李惠英主編 (2002) 『社会性別與公共政策』当代中国出版社

- 劉娜 (2004) 「我国失業統計的標準界定与 GDDS 指標係構建」『統計与決策』2004.7, No. 175
- 熊祖轅・喻東 (2004) 「中国失業問題的簡便測量」『統計研究』2004, No. 7
- 楊宜勇 (1997) 『失業衝擊波』今日中国出版社
- 趙錫斌・張揚・宣海林 (2003) 「就業与失業統計指標係及其在我国的応用与改進」『市場与人口分析』2003.3, Vol. 9, No. 2
- 中華全国婦女連合会婦女研究所・陝西省婦女聯合会研究室編 (1991) 『中国婦女統計資料1949-1989』中国統計出版社
- 中華全国婦女連合会婦女研究所・国家統計局人口和社会科技統計司編 (1998) 『中国性別統計資料1990-1995』中国統計出版社
- 中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑』(各年次) 中国統計出版社
- 周銀香 (2002) 「我国失業統計与的比較与完善」『北京統計』2002.10
- 秋吉祐子 (1993) 「中国」柴山恵美子編著『新・世界の女たちはいま』学陽書房
- 秋吉祐子 (1997) 「中国經濟開放体制下における女性労働」藤井光男編著『東アジアの国際分業と女性労働』第4章, ミネルヴァ書房
- 秋吉祐子・藤井光男 (2000) 「中国企業の働く女性」柴山恵美子・藤井治枝・渡辺峻編著『各国企業の働く女性たち』第4章, ミネルヴァ書房
- 天野晴子 (2004) 「ジェンダー統計に関する調査研究」『国立女性教育会館研究紀要』第8号, pp.81-91
- 中国研究所編 (2001) 『中国は大丈夫か? 社会保障制度のゆくえ』創土社
- 瀨本知抄 (2000) 「日本における失業の代替指標の試算」『千里山経済学』34(1) pp.65-87
- 伊藤 純・伊藤セツ (2001) 「高齢者保健福祉ジェンダー統計の有効性(上)」『昭和女子大学学苑』No. 738, pp. 7-89
- 伊藤陽一 (1983) 「アメリカ合衆国労働統計局と失業統計および消費者物価指数」『経済志林』第52巻第2号, pp.117-231
- 伊藤陽一 (1997) 「日本におけるジェンダー統計」『国立婦人教育会館研究紀要創刊号』pp.89-97
- 伊藤陽一 (1999) 『「統計の品質」をめぐる一翻訳と論文』統計研究参考資料 No. 61 法政大学日本統計研究所
- 伊藤陽一・千葉敦司 (2002) 『「統計の品質」をめぐる一翻訳と論文(2)』統計研究参考資料 No. 79 法政大学日本統計研究所
- 伊藤陽一他 (2002) 『性別データの収集・整備に関する調査研究報告書』独立行政法人国立女性会館
- 岩井 浩 (1992) 「失業統計の国際比較について」岩井浩著『労働力・雇用・失業統計の国際的展開』第6章, 梓出版社
- 岩井 浩 (2000) 「現代の失業・不安定就業の構造的変化」岩井浩・福島利夫・藤岡光夫編著『現代の労働・生活と統計』第2章, 北海道大学図書刊行会
- 何燕俠 (2003) 「中国における労働とジェンダー—女性の特別保護をめぐる法的諸問題—」『環日本海研究年報』pp.72-88
- 粕谷美砂子 (1999) 『「1995年農業センサス」のジェンダー視点からの検討—第2巻 農家調査報告書 総括編を用いて—』『生活経営学研究』No. 34, pp.62-70
- 粕谷美砂子 (2003) 「農業統計におけるジェンダー視角の拡大に向けて—紹介と検討—」『統計学』第84号, pp.76-92
- 丸川知雄 (2000) 「失業問題の現状と展望」中兼和津次編著『現代中国の構造変動2 経済—構造変動と市場化』第九章, 東京大学出版会
- 水野朝夫 (1980) 「アメリカにおける雇用・失業指標の開発について—完全失業から不完全就業へ—」『経済学論纂』第21巻第4号, pp.87-108
- 丸川知雄 (2002) 『労働市場の地殻変動』名古屋大学出版会
- 杉橋やよい (1997) 「労働統計・指標のジェンダーリンク—日本を中心に—」『統計学』第72号, pp.13-22
- 胡奎 (2003) 『揮別下崗, 定位「失業」』中国新聞社 新聞週刊2003年06月09日 総第134期
<http://www.chinanewsweek.com.cn/2003-06-13/1/1592.html> (2004年7月アクセス)
- 新華網 (新華社主催) 「中国共産党第十六期中央委員会第三回全体会議公報」2003.10.14
http://news.xinhuanet.com/newscenter/2003-10/14/content_1123116.htm (2004年7月に

アクセス)

中国国家统计局ホームページ：<http://www.stats.gov.cn>

中国労働社会保障部ホームページ：<http://www.molss.gov.cn>

労働政策研究・研修機構（2004）「海外労働情報 中国」2004年6月

http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2004_6/china_01.htm（2004年7月にアクセス）

A Study on the Definitions of the Unemployment and the Gender-Disaggregation of the Unemployment Statistics in China

Xiaoli QIN

Summary

This paper firstly explains two systems of the production of unemployment statistics in China, namely the reporting system, and census and survey system, and examines the definition and interpretation of these statistics. It then examines the extent of gender-disaggregated presentation in each production stage of the statistics and clarifies the problems as follows: ① The original forms for reporting have small numbers of reporting items and only a few gender-disaggregated items. ② The questionnaire of the population census has gender-disaggregation, but has no questions on the reason of unemployment. All the statistical tables in *Tabulation on the Population Census of the People's Republic of China* and *Tabulation on the 1995 one percent Population Sampling Survey of the People's Republic of China* are disaggregated by gender. However, they have only a few multiple cross-tabulation. ③ The Urban Labor Force Survey has a more detailed questionnaire, but the question remains to be insufficient. ④ *The Labour Statistical Yearbook* and *China Statistical Yearbook* has the same weakness as *Tabulation on the Population Census of the People's Republic of China*. Finally, it suggests improvements of the statistics thorough gender-disaggregation, enriching the number and content of items, and the reinforcement of multiple cross-tabulation etc.

Key Words

Unemployment statistics, Gender-disaggregation, Statistical Reporting System, Registered unemployment rate, Surveyed unemployment rate